

やなぎ通信

2020年2月号



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍野区あべのベルタ
監修：やなぎ総合法律事務所



外国人生活支援相談所
大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所
VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎK&Jグループ

発行：司法書士法人やなぎ総合法律事務所
行政書士法人やなぎK&Jグループ

やなぎグループから旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「確定申告！相続税、税金のお話」
★無料相談券付きニュースレター



このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。

年始セミナー実施企画！！

1月11日・12日に年始企画、相続・家族信託セミナーを開催しました。今回のセミナー・無料相談会にもたくさんの方々にお集まり頂き、誠にありがとうございました。個別相談を予約された方からは具体的に説明してもらえて非常にありがたいという声を多数いただいております。詳しく内容を聞かないと「自分の場合はどうしたらいいのか」の具体的な対策がお伝えできませんので、是非ご相談下さい。



確定申告！相続税、税金のお話・・・

2月になるとみんな悩まされる確定申告の時期がやってまいりました。この時期になると税務署は大忙しで人がいっぱい・・・もちろん税理士も1年を通して1番忙しい時期ですね。税金のお話の中でも、今回は相続税のお話をさせていただきます。

◆まずは、相続税とは被相続人（死亡した人）の死亡により、被相続人の親族等（相続人）が相続で取得する財産に対して課税される税金です。

遺言書によって譲りうけた財産についても相続税が課税されます。

相続税の申告と納税は、相続の開始があったことを知った日（通常は亡くなった日）の翌日から10ヵ月以内に、亡くなった方の死亡時における住所地を管轄する税務署に対して行わなければなりません。

申告の期限までに申告しなかった場合には、本来の税金以外に加算税・延滞税がかかりますので注意が必要です。

相続税の計算方法

1 課税価格を算出

財産をもらった人ごとに課税価格を次のように計算します。

「相続財産の価格」+「みなし相続財産」-「債務・葬式費用の金額」+
「(A)相続時精算課税の適用を受けた贈与財産・(B)Aを除く3年以内の贈与財産」

2 課税遺産総額を算出※

「課税価格の合計額」-「基礎控除額3000万円+(※法定相続人の数×600万円)」

※配偶者1名、子2名の場合「3000万円+(3人×600万円)」となるため、

遺産が4800万円を超えなければ課税はされません。

※平成27年1月1日からの施行です。※法定相続人が養子の場合には人数に制限があります。

3 相続税の総額を算出

「課税遺産総額」×「各人の法定相続割合」×「税率」-「控除額」

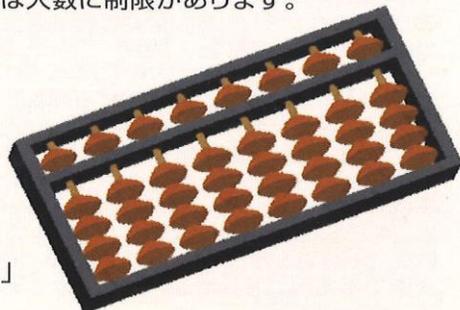
※これを相続人ごとに行って合計する

4 各人の相続税額を算出

「相続税の総額」×「各人のあん分割合(各人の課税価格/課税価格合計)」

5 各人の税額を加算・控除

これらの加算または控除後の金額が納付すべき相続税額となります。



加算項目

- 税額の2割加算(1親等血族(代襲相続人を含む)と、配偶者以外の人に適用されます)

控除項目

- 贈与税額控除
- 未成年者控除
- 相次相続
- 配偶者の税額軽減
- 障害者控除
- 外国税額控除

※相続税法は頻繁に改正されますので、最新の状況は税理士や税務署にお問い合わせください。
当事務所でも必要に応じて税理士をご紹介させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

不動産譲渡税について

譲渡所得とは所有している土地、建物、株式、貴金属などを売って得た利益のことをいいます。
譲渡所得が発生すると所得税及び住民税等の税金がかかります。
どのように計算するのか確認しましょう。

課税譲渡所得金額の計算

◎課税譲渡所得金額の計算方法

譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額(一定の場合) = 課税譲渡所得金額

譲 渡 価 額	取得費	売った土地や建物を買入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額を控除します。)や仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲渡費用	①仲介手数料、②測量費など土地や建物売るために直接要した費用、③貸家の売却に際して支払った立退料、④建物を取壊して土地を売ったときの取壊し費用などです。
	特別控除額	収用などのとき:最高5,000万円 自分の住んでいる家屋と土地を売ったとき:最高3,000万円 →裏面「①マイホームを売って、譲渡益がある場合」参照
課 税 譲 渡 所 得 金 額		

今月のお客様の声 ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります！

大阪市淀川区にお住まいのRさん

相続の相談は是非とも専門家の方に相談した方が良いのと思います。
自分の考えと、法的な解釈とは、少々異なることがあるので、注意が必要だと思います。
精神的にも支えとなってくれるので、一度相談に行ってみてください。
こちらの話を丁寧に聞いていただき、不安なことや質問にも丁寧に答えてくれました。
これからいく内容を紙に書いていただき、とても参考になりました。
話し方も大変分かりやすく、相談にきて良かったです。

次回TOPICテーマは
“登記とは、家を買う、
ローン完済したら”
お楽しみに……

やなぎ総合法律事務所の家族信託・相続サポート
TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

